

## 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことを受け、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。  
新制度の概要は以下のとおりです。

### 1.子ども・子育て関連3法について

○幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立しました。

- ① 子ども・子育て支援法  
幼稚園と保育所で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどを一本化
- ② 認定こども園法の一部改正  
幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化
- ③ 関係法令の整備  
上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

○新制度の開始時期は、消費税率の引き上げ時期（平成27年10月に10%）を踏まえて、平成27年4月からの本格施行が予定されています。また、平成26年秋には新制度に基づいて利用申込手続きが開始される予定です。

### 2.現行制度からの主な変更点

- (1) 幼児期の学校教育・保育の提供が「個人の給付」に変更されます。  
○3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障します。認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度（施設型給付及び地域型保育給付）が導入され、いずれを利用しても共通の仕組み、公費の対象となります。  
ただし、法定代理受領（施設・事業者が個人に代わって給付を受ける仕組み）の形となります。
- (2) 市町村が制度の実施主体となります。  
○市は、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画をつくり、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供する責任と義務を負います。
- (3) 子ども・子育て支援の「量」と「質」の充実が図られます。  
○消費税率引上げによる財源を活用して、子ども・子育て支援の量・質の充実が図られます。  
○「量」の拡充として、市による計画的な整備、小規模保育等(新たに公費の対象として追加される保育事業)多様な保育の充実が図られます。  
○「質」の改善として、職員配置や処遇の改善などが図られます。

### 3. 給付・事業の全体像

○子ども・子育て支援法により下表のとおり決められました。

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者支援</li><li>・地域子育て支援拠点事業</li><li>・一時預かり</li><li>・乳児家庭全戸訪問事業</li><li>・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li><li>・ファミリー・サポート・センター事業</li><li>・子育て短期支援事業</li><li>・延長保育事業</li><li>・病児・病後児保育事業</li><li>・放課後児童クラブ</li><li>・妊婦健診</li><li>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li><li>・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li></ul>
■施設型給付 <ul style="list-style-type: none"><li>・認定こども園</li><li>・幼稚園</li><li>・保育所</li></ul>	
■地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭的保育（利用定員 5 人以下）</li><li>・小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）</li><li>・居宅訪問型保育</li><li>・事業所内保育</li></ul>	
現金給付	
■児童手当	

### 4. 給付対象としての「確認」

○認可と確認

新制度の「施設型給付」または「地域型保育給付」を受けるためには、施設は「認可」と併せて「確認」を受ける必要があります。

- 「認可」のねらい：施設が目的にあった基準を満たしていること
- 「確認」のねらい：施設が公費の支給対象施設・事業であること

○確認制度

新制度では、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払います。

○確認を受けることができる主体（事業を行う者）

「確認」を受けることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は、「法人に限る」とされています。（支援法第31条第1項）地域型保育事業は「法人」以外でも実施できます。（NPO や個人など）

○確認を受けるための基準

各施設・事業の認可基準を満たす(認可を受ける)と共に、「運営に関する基準」を満たすことが必要です。

	施設・事業		認可		確認	
			根拠法	行うところ	根拠法	行うところ
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	府	子ども・子育て支援法	市 ※2
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	幼稚園部分・ 学校教育法			
			保育所部分： 児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法				
	保育所	児童福祉法				
地域型 保育事業	家庭的保育	児童福祉法	市 ※1			
	小規模保育	児童福祉法				
	居宅訪問型保育	児童福祉法				
	事業所内保育	児童福祉法				

※1 「和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める。

※2 「和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」で定める。

○既存の施設などの経過措置

新制度施行の際は（27年4月予定）既にある認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、「別段の申出」がない限り、「確認があったもの」とみなすとされています。

**5.利用者について**

(1) 利用者負担（＝保育料と考えてください）の基本的な考え方

○応能負担（所得等に応じて）を基本とした仕組みで、その水準は国が決定する基準額を基に市が設定します。

○国が決定する基準額は、現在の幼稚園、保育所の水準を基本にしなが、生じている負担の格差を踏まえて決められます。

○公定価格 － 利用者負担額 ＝ 施設型給付費 となります。

(2) 教育・保育給付を受けるための「認定」

○教育・保育給付を受けるには、子どもの年齢や保育の必要性に応じた「認定」が必要であり、これに従って施設型給付が行われます。

1号認定子ども：満3歳以上、教育のみ。保育を必要としない子ども

2号認定子ども：満3歳以上、保育を必要とする子ども

3号認定子ども：満3歳未満、保育を必要とする子ども

○新制度では、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用するに当たり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされています。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳以上児 (～小学校入学前)	2号認定	保育標準時間利用	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間利用
		保育短時間利用		
3歳未満児	3号認定	保育標準時間利用	—	
		保育短時間利用		

○2号、3号の「保育を必要とする事由」は国が別に定めます。

○認定の区分（1～3号）に応じて利用できる施設や事業が異なります。

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型給付	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	※	×
	保育所	※	○	○
地域型保育給付	家庭的保育	※	※	○
	小規模保育	※	※	○
	居宅訪問型保育	※	※	○
	事業所内保育	※	※	○

※ 特例給付での利用あり

→ 2号認定の児童の地域に保育所がなく、既存の幼稚園に入園せざるをえないなど。

### (3) 利用手続き

○利用者が施設と利用契約を行うことが基本です。

※保育料は施設が利用者から徴収します。

○利用者は、市が行う1号～3号の「認定」や利用調整のもとニーズに合ったサービスを選択します。

○施設側は正当な理由がない限り、受入れる義務があります。

※1号認定の子どもは、施設が定めた選考方法に基づき、選考することを基本とします。

○民間保育所はこれまでと同様、利用者と市の契約となります。

市が保育料を徴収し、施設に委託料を支払います。

○認定 → 利用申込 → 調整 → 契約の流れとなります。

保護者	①認定の申請	ア 教育・保育の利用申込(希望施設選択)
市	②認定・認定証の交付	イ 利用調整 利用可能な施設のあっせん・要請
保護者	ウ-1 民間保育所の利用 [保護者と市の契約] これまでと同様	ウ-2 認定こども園・公立保育所 ・地域型保育の利用 [保護者と施設の契約]